

令和7年4月22日

各部局等の長 殿

総合企画戦略部長
(公印省略)

令和7年度「琉球大学 産学官連携推進施設」使用者募集について

平素より総合企画戦略部の業務運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、総合企画戦略部では、琉球大学における産学官連携活動に資するべく、産学官連携推進施設利用者を国立大学法人琉球大学産学官連携推進施設使用内規に基づき募集いたします。
つきましては、貴部局の関係教職員への周知方よろしくお願いいたします。

1. 募集する産学官連携推進施設の概要

① 産学官連携棟 (別紙 産学官連携棟配置図参照)

提供スペース：**実験室** **10.5/21㎡** **2室 (クリーンルーム)**
※実験室2室は併用でのみ使用可能 (304室単独での使用は不可)

② 地域創生総合研究棟 (別紙 地域創生総合研究棟配置図参照)

提供スペース：**事務スペースのみ** **21㎡** ~~**2室 1室**~~
~~**実験室** **11㎡** **1室 (ドラフトチャンバ、実験台等)**~~

※ 提供スペースについて、机・椅子・インターネット・電話等は使用者の負担で設置・搬入ください。

2. 産学官連携推進施設の使用料

① 産学官連携棟 : 国立大学法人琉球大学料金規程に基づく月額1,570円/㎡ (光熱水料を含む)

② 地域創生総合研究棟 : 国立大学法人琉球大学料金規程に基づく月額1,620円/㎡ (光熱水料別途)

※ 使用料を「毎月払い」とする場合は原則、本学の土地・建物貸与要領第2条に則り使用料を本法人が発行する請求書により本法人の指定する銀行口座に使用開始日の3日 (ただし、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下「休日等」という。)並びに12月29日から翌年の1月3日 (休日等を除く。)は除く。)前までに、振り込みにより納入いただく必要がございます。

※ 令和8年度の使用料は料金改定を検討しておりますことをご承知おきください。

3. 入居期間

入居許可日～令和8年3月31日

4. 応募資格

【事務スペース・実験室】

本学の産学官連携活動を実施するため共用研究室等を必要とする次の者

① 本学の教員、非常勤講師及び非常勤研究員

- ② 本学の学部学生、大学院学生及び研究生
- ③ 本学の有する研究成果及び技術、ノウハウを用いたベンチャー企業の構成員
- ④ その他本学の産学官連携活動に資するものと管理責任者が認めた者
- ⑤ 当施設の使用料について支払い滞納が無いこと（当施設を使用したことがある者、または現在も使用している者のみ）

5. 提出書類

以下の書類を書類提出先までご提出ください。

- ① 使用申請書
- ② 活動計画書
- ③ 使用料支払い誓約書

※ 外部資金の獲得を申請書等に記載する場合は、採択通知書等のエビデンスも添付してください。

※ 複数室の使用申請を行う場合、申請書は希望する部屋毎に作成しご提出ください。

※ 使用申請書はExcel 様式でご提出ください。

6. 募集期間

空き室が無くなり次第終了

7. 選考方法

- ① 産学官連携推進施設使用審査委員会の議を経て、総合企画戦略部長が許可又は不許可を決定し使用申請代表者に通知いたします。
- ② 審査の過程で面接審査を行う場合があります。必要と判断した場合には、使用申請代表者へ別途連絡いたします。
- ③ 審査の観点
 - A) 産学共同研究の推進：本学使用責任者と共同研究先の企業等との間で、共同研究、共同研究の萌芽的なプロジェクトが計画され、または実施されており、今後の発展が期待できるか。
 - B) 琉大発ベンチャーの創出：(1) ベンチャー創出を目指す提案の場合、本学使用責任者と共同研究先の企業等との間で、本学の研究シーズを核にしたベンチャーの設立に向けた準備がなされ、設立に向けた具体的な取り組みが進行しているか。(2) 既に設立されたベンチャーが入居する場合、本学の中にオフィスを構える必要があり、本学研究者との間で具体的な研究開発プロジェクトが計画され、また実施されているかどうか。
 - C) 琉大の研究成果の社会還元：社会を構成する多様なセクターと連携し、大学の知を活用した新たな事業やプロジェクトが計画されており、本学使用責任者と連携機関の組み合わせにより実際に計画を実施できるか。

【書類提出・お問い合わせ先】

総合企画戦略部 研究推進課 産学連携推進係 印南、潮平
TEL:098-895-8031 E-mail: sangaku@acs.u-ryukyu.ac.jp